

別添2

閣 副 第 458 号
公 取 取 第 131 号
消 表 対 第 376 号
総 税 都 第 65 号
財 税 第 311 号
20130819 経局第1号
20130821 中庁第1号
平成 25 年 8 月 23 日

各都道府県知事 殿

内閣官房消費税価格転嫁等対策準備室長

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長

消費者庁次長

総務省自治税務局長

財務省主税局長

経済産業省経済産業政策局長

中小企業庁長官

消費税の転嫁拒否等の行為の防止及び是正に係る情報収集等のための態勢整備
並びに転嫁対策等の広報対応について

「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為のは是正等に関する特別措置法」（平成 25 年法律第 41 号）については、平成 25 年 6 月 5 日に

成立し、同年 10 月 1 日に施行することとされています。同法第 14 条第 3 項においては、国及び都道府県は、同法に違反する行為の防止及び是正を徹底するため、国民に対する広報、同法の違反行為の情報収集等を行うための態勢を整備するものとされています。また、同法第 17 条においては、国の行政機関の長又は地方公共団体の長は、同法第 3 条又は第 8 条の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、主務大臣等に対し、その事実を通知するものとされています。

また、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の円滑かつ適正な転嫁等に資する総合的な対策を推進するため、内閣に閣僚級会議である「消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部」が設置されています。同本部が平成 24 年 10 月 26 日に決定した「消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針（中間整理の具体化）」においては、転嫁拒否等に関する相談体制の整備として、都道府県の税務関係部署において改正地方税法に関する相談窓口を設け、転嫁に関する相談についても適切かつ丁寧に対応するよう都道府県に対して要請すること、都道府県・市町村のその他の関係部署においても転嫁に関する相談窓口を設けるよう都道府県・市町村に対して要請することとされているとともに、転嫁拒否等に関する調査等のための態勢整備として、都道府県・市町村に設ける相談窓口に寄せられた相談内容が、転嫁拒否等を行っていると疑われる事業者の主務大臣に連絡されるよう、都道府県・市町村に対して、関係省庁と都道府県・市町村との連携体制構築についての協力を要請することとされています。また、広報については、都道府県・市町村に対し、地域住民の理解を得るためにパンフレット等の配布・周知や説明会の開催等に関して協力を要請することとされています。

貴職におかれましては、消費税の転嫁拒否等の行為に関する情報収集のための態勢整備及びその運営について、所要の対応をお願いいたします。態勢整備等にあたっては、政府において、「消費税の転嫁拒否等の違反被疑情報処理に係る運営要領」（別添 1）により事業者等からの情報の取扱要領を定めるとともに、これを踏まえた「情報受付マニュアル」（別添 2）を用意しています。

広報については、後日、政府作成のパンフレット等を送付しますので、その際には、パンフレットの配布、ポスターの掲示、広報誌への掲載、説明会の開催等の対応を行うようお願いいたします。なお、説明会を開催する場合に、要請があれば、関係省庁から講師を派遣することを考えています。

貴職におかれましては、消費税の円滑かつ適正な転嫁等を確保するため、以上の要請についてご協力、ご対応の程、よろしくお願ひいたします。また、貴都道府県内の市町村に対しても同様の措置を講じるよう要請をお願いいたします。

(参考1) 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(平成25年法律第41号)(抄)

(特定事業者の遵守事項)

第三条 特定事業者は、平成二十六年四月一日以後に特定供給事業者から受ける商品又は役務の供給に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 商品若しくは役務の対価の額を減じ、又は商品若しくは役務の対価の額を当該商品若しくは役務と同種若しくは類似の商品若しくは役務に対し通常支払われる対価に比し低く定めることにより、特定供給事業者による消費税の転嫁を拒むこと。
- 二 特定供給事業者による消費税の転嫁に応じることと引換えに、自己の指定する商品を購入させ、若しくは自己の指定する役務を利用させ、又は自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
- 三 商品又は役務の供給の対価に係る交渉において消費税を含まない価格を用いる旨の特定供給事業者からの申出を拒むこと。
- 四 前三号に掲げる行為があるとして特定供給事業者が公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

(事業者の遵守事項)

第八条 事業者は、平成二十六年四月一日以後における自己の供給する商品又は役務の取引について、次に掲げる表示をしてはならない。

- 一 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示
- 二 取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であつて消費税との関連を明示しているもの
- 三 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であつて前号に掲げる表示に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

(国等の講ずる措置)

第十四条 (略)

- 3 国及び都道府県は、今次の消費税率引上げに際し、この法律に違反する行為の防止及び是正を徹底するため、国民に対する広報、この法律に違反する行為に関する情報の収集、事業者に対する指導又は助言等を行うための万全の態勢を整備するものとする。

(公正取引委員会等への通知)

第十七条 国の行政機関の長又は地方公共団体の長は、第三条又は第八条の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、内閣総理大臣、公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官に対し、その事実を通知するものとする。

(参考2) 消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針（平成24年10月26日 消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部決定）
(抄)

I. 転嫁拒否等に関する相談及び調査等

1. 転嫁拒否等に関する相談体制の整備

- 各税務署にも改正消費税法に関する相談窓口を設け、転嫁に関する相談についても適切かつ丁寧に対応する。また、都道府県の税務関係部署においても改正地方税法に関する相談窓口を設け、転嫁に関する相談についても適切かつ丁寧に対応するよう、都道府県に対して要請する。
- 都道府県・市町村のその他の関係部署においても、転嫁に関する相談窓口を設けるよう都道府県・市町村に対して要請する。

2. 転嫁拒否等に関する調査等の枠組みの整備

(2) 転嫁拒否等に関する調査等のための体制整備

- 都道府県・市町村に設ける相談窓口に寄せられた相談内容が、転嫁拒否等を行っていると疑われる事業者の所管省庁に連絡されるよう、都道府県・市町村に対して、関係省庁と都道府県・市町村との連携体制構築についての協力を要請する。

II. 広報

- 都道府県・市町村に対して、地域住民の理解を得るためにも、パンフレット等の配布・周知や説明会の開催等に関して協力を要請する。